

令和5年2月16日制定
令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1 この要領は、長野県林業公社造林事業実施要綱第2条の規定により、長野県林業公社（以下「公社」という。）が実施する事業のうち、事業者等からの企画提案書に基づき搬出間伐を行う場合の細目を定めるものとする。

(対象事業)

第2 この要領において対象とする事業は、事業者が企画提案書を提出する搬出間伐事業とする。

(企画提案書の募集)

第3 理事長は、企画提案書を募集するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。ただし、企画提案する搬出間伐の場所を事業者等が要請する場合は、事業実施年度の前年の12月末までに公社へ協議するものとする。

- (1)公社ホームページへの掲載
 - (2)公社本社又は該当する事務所、支所での閲覧
- 2 理事長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。
- (1)募集する事業名及び事業概要に関する事項
 - (2)応募に必要な資格等に関する事項
 - (3)企画提案書の提出書類に関する事項
 - (4)質問の受付及び回答に関する事項
 - (5)その他本事業の手続に関し必要な事項

(応募に必要な資格要件)

第4 応募に必要な資格要件は、募集公告日から企画提案書等提出期限までの間において、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)長野県の森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領（平成13年3月30日付け12林政第457号）第5の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3)長野県の森林整備業務入札参加資格を有する者のうち、合理化計画の施工業者に認定されている者であること。

(契約候補者の選定方法)

第5 事業者等が提出した企画提案書等について「長野県林業公社企画提案型搬出間伐等促進事業企画提案書評価審査要領」（以下「評価審査要領」という。）に基づき評価を行い、事

業の目的に合致し、かつ、最も評価の高い企画提案書を提出した1者を選定して、契約候補者とする。

2 評価審査要領に基づく評価審査会の選考をもって、「長野県林業公社造林事業請負人等選定委員会要領」に基づく委員会での審議が行われたものとみなす。

(契約書等の作成)

第6 第5で選定された者との契約は随意契約とし、搬出間伐事業においては長野県林業公社造林事業請負実施要領（平成15年9月1日制定）（以下「造林事業請負実施要領」という。）で規定する長野県林業公社造林事業請負契約書を準用し、林産物売払いについては長野県林業公社社営林林産物調査処分要領（平成14年7月11日制定）（以下「林産物処分要領」という。）で規定する社営林林産物売買契約書を準用する。

(契約結果の公表)

第7 理事長は、本方式適用事業の契約状況を公社ホームページに掲載するとともに閲覧に供することにより、公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、契約候補者の選定結果等契約の経緯の問い合わせには一切応じないものとする。

(林産物の調査等)

第8 本方式適用事業の林産物の調査は、企画提案者が行うものとする。

2 この要領に定めのない売払いに関する事項については、理事長が別に定めるものを除き、「林産物調査処分要領」の規定を準用するものとする。

(企画提案書の変更等)

第9 選定された企画提案書の実施内容に変更が生じた場合は、速やかに公社と協議し、同意を得たうえで事業を執行するものとする。

造林事業請負額、林産物売買契約額、事業量及び工期がやむを得ない事情で変更する場合は、変更契約を締結するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものを除き、「造林事業請負実施要領」及び「林産物調査処分要領」の規定を準用するものとする。

社営林林産物売買契約書

年 月 日

売渡人 住所
氏名

買受人 住所
氏名

売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項及び令和 年 月 日付で締結した令和 年度公社造林事業請負契約書及び企画提案書等により林産物売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物件）

第1条 売買物件は次の各号のとおりとする。ただし、第2号の売買物件の判定については、乙が定め、甲が承認するものとする。

（1）物件所在地

団地 郡・市 町・村 大字 字 番地

（2）売買物件

物 件 所 在 地			面積 (ha)	事業種別	樹種	数量 (搬出材積)	備考
団地	市町村	大字 字 地番					

（売買箇所）

第2条 売買箇所は現地とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、売買代金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とし、その納入は免除する。ただし、乙がこの契約を履行しなかったときは、この契約保証金に相当する額を違約金として甲に納入しなければならない。

(代金の納入)

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項の期日までに代金の納入をしなかったときは、遅延日数につき年パーセントの割合で遅滞金を徴収することができるものとする。

(契約の変更)

第6条 令和 年 月 日付で締結した令和 年度公社造林事業請負契約の履行に伴い第1条の素材材積が変更になった場合は、第1条の割合及び単価に応じ第3条の売買代金を変更するものとする。

(契約外の事項)

第7条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。